平成３０年（２０１８年）８月３０日

＜報道関係者各位＞

司法書士による無料電話相談会
「全国一斉 子どものための養育費相談会」
（全国統一フリーダイヤルだから、全国どこからでもご相談可能！）
を開催します

日本司法書士会連合会

わが国では貧富の格差が広がっています。「子どもの相対的貧困率」は 13.9％に上っており、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の相対的貧困率は 50.8％となっています（平成 28 年度国民生活基礎調査）。

さらに、離婚母子家庭において、「養育費の取り決めをしている世帯」は、約 43％に過ぎず、「現在も養育費を受給している世帯」は 24％という低い数値となっており（平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果）、養育費に関するこのような状況が子どもの貧困を助長しているといえます。

そこで、全国各地において適正な養育費を受給できない等で苦しんでいる方々に対し、養育費の支払いがない場合や取り決め自体がない場合における司法書士として取り得る法的手続等の支援を行うため、標記相談会を実施することといたしました。

多くの声を聞くには、十分な周知が必要不可欠となります。是非、報道関係者の皆様から本相談会の開催についての記事掲載や報道をしていただきたく、お願い申しあげます。

◆日　　時 ： 平成３０年９月８日（土）１０：００ ～ １６：００
◆電話番号 ： ０１２０－５６７－３０１（全国統一フリーダイヤル：通話料無料）
◆相 談 料 ： 無料
◆相 談 例 ： ＊ 養育費の取り決めをしたが、支払われない･･･
＊ 養育費の減額（増額）請求をされたが、どうすればよいのか･･･
＊ 離婚を考えているが、養育費の取り決め方がわからない･･･
＊ 家庭裁判所に提出する書類の書き方がわからない･･･

私たち司法書士は、子どものための様々な問題解決に全力で取り組んでいくとともに、当連合会は、今後とも市民の権利擁護推進のための事業に積極的に取り組んでいきます。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本件に関するお問い合わせ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
日本司法書士会連合会　事務局事業部　担当：田村、大竹、上沼
TEL：03-3359-4171　　FAX：03-3359-4175
＜住所＞〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4 番 37 号　司法書士会館
＜ＨＰ＞http://www.shiho-shoshi.or.jp/